平成２３年（フ）第４８９号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ３Ｅ号
債務者　船木　裕馬
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
長野県松本市野溝西２丁目６番52号　ハイツ佐紀１階102号
債務者　芳田　里美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　将太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３号
北海道夕張郡栗山町中央４丁目232番地
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７３号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目176番地２
債務者　敦賀　春夫
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
埼玉県本庄市東台１丁目５番３―405号
債務者　新井　智子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９１号
千葉市美浜区真砂５丁目16番３棟608号
債務者　三上　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷369番地
債務者　松野商店こと　松野　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　保彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷369番地
債務者　松野　美子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　保彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
岐阜県関市南町１丁目25番地
債務者　北原　健二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５号
高知市北竹島町29番地１　市住69号
債務者　大西　岑美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７４号
高知市針木東町２番５号
債務者　野口ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
高知県安芸市千歳町12番24号
債務者　川村　春代
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第６号
高知県安芸市千歳町12番24号
債務者　川村　雪子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
高知県安芸市千歳町11番27号
債務者　濵口　和修
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
高知県安芸市千歳町11番27号
債務者　濵口　由加
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
高知県安芸市土居1109番地１
債務者　武内　仁実
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
福岡県直方市大字頓野3602番地99
債務者　森　亜希子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１７号
福岡県直方市大字感田2128番地13
債務者　山崎　優子（旧姓大光）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所直方支部